

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付き採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

- (1)盛土規制法等に関する申請等の受付・審査、指導事務等
- (2)電話、窓口対応業務
- (3)その他庶務業務

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)普通自動車運転免許を所持し、公用車を自ら運転して出張することが可能な方
- (3)資料作成(ワードやエクセル等)、データの入力・管理、また電子メールの送受信など基本的なパソコン操作ができる方
- (4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)対人交渉に必要となるコミュニケーション能力がある方
- (2)意欲的に仕事に取り組める方

4 採用予定者数

1 人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

週4日・週29時間(午前9時～午後5時15分)

※休憩時間:正午～午後1時

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇3日

※その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:165,800～196,800円

(時間額:1,319円～1,566円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県東部環境管理事務所

所在地:〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、事前に連絡の上、令和7年10月10日(金)【**必着**】までに下記担当宛てに、履歴書・身上書に必要事項を記入して提出してください。(履歴書には写真を貼ってください。)

- (2)提出は、郵送又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

- (1)第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2)第二次審査
第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和7年10月中旬から随時実施することを予定しております。日時及び場所については、別途連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (3)最終合格
面接後一週間以内を目途に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第3庁舎2階)
担 当: 環境部産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 木島、内田
電 話: 048-830-3135